

空家等対策の推進に関する特別措置法の概要

(平成 26 年法律第 127 号)

目的（法第 1 条）

- ① 地域住民の生命、身体、財産を保護
- ② 地域住民の生活環境の保全
- ③ 空家等の活用

用語の定義（法第 2 条）

○空家等とは

建築物又はこれに付随する工作物であつて居住その他の使用がなされていないことが状態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着するものを含む。）をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、または管理するものを除く。

○特定空家等とは

- ①そのまま放置すると、倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態
- ②そのまま放置すると、著しく衛生上有害となるおそれのある状態
- ③適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態
- ④その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にある空家等をいう。

所有者の責務（法第 3 条）

所有者または管理者は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努める。

市町村の責務（法第 4 条）

- 空家等対策計画の作成（法第 6 条）
- 空家等対策計画に基づく対策の実施
- 空家等に必要な措置を適切に講ずるよう努める

協議会（法第7条）

○市は、空家等対策計画の作成、変更、実施のため協議会を設置することができる。

立入調査（法第9条）

○所有者等を把握するための調査を行うことができる。

○必要な限度において空家等と認められる場所に立ち入って調査することができる。

所有者等に関する情報の利用等（法第10条）

○必要な限度において固定資産税の課税その他の事務のために利用する目的以外の目的のために内部で利用することができる。

空家等及び空家等の跡地の活用等（法第14条）

空家及び空家等の跡地に関する情報の提供その他これらの活用のために必要な対策を講ずるよう努める。

特定空家等に対する措置（法第14条）

特定空家等に対し、除却、修繕、立木等の伐採、周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう助言又は指導、勧告、命令を行うことができる。

さらに、行政代執行法に基づく執行が可能。

財政上の措置及び税制上の措置（法第15条）

○空家等対策に取り組む市町村を支援するため、国及び都道府県は空家等対策の実施に要する費用に対して財政上の措置を講ずるよう努める。

- ・空家の譲渡所得の3000万円特別控除（令和5年12月31日まで）
- ・除却、活用に関する国庫補助

○勧告を受けた「特定空家等」の敷地の土地については、住宅用地に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準額の特例措置の対象から除外する。